

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
(受付) 平日 9時30分~16時

2014. 3/15

編集
発行

米原市役所

広報秘書課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
☎0749(5)26627

☎0749(5)5195

発行
日
Eメール
サイト

http://www.city.maibara.lg.jp/
koho@city.maibara.lg.jp
平成26年3月13日(木)

知ってるようで 知らないクーリングオフの豆知識



●クーリングオフって何？

訪問販売や電話勧誘販売などで商品等の購入契約をした後で、もう一度冷静に考え直し、無条件で一方的に契約を解除できる制度です。また、違約金等を請求されないなど経済的な負担もありません。
※ただし、どんな取引でもできるわけではありません。

●クーリングオフができる取引は？

次の6つの販売形態です。

- ① 訪問販売（キャッチセールスや呼び出して契約させるものも含む）
- ② 電話勧誘販売
- ③ 連鎖販売取引（マルチ商法、ネットワークビジネス）
- ④ 特定継続的役務提供（エステティックサービスや語学教室など6種類店舗での契約を含む）
- ⑤ 業務提供誘引販売取引（内職商法など金銭的負担をさせる契約）
- ⑥ 訪問購入（訪問して貴金属等を買取る契約）

●クーリングオフができない場合は？

- ・3千円未満の現金取引
 - ・通信販売で購入
 - ・化粧品や健康食品など使用したり、消費したりすると商品価値がなくなるもの（政令指定消耗品）で、使用または消費した分。
- ※業者が開封・使用・消費させた場合や「消耗品を使用するとクーリングオフできない」の記載がない場合などは、クーリングオフができる。
- ※政令指定消耗品とは、化粧品（歯ブラシやせっけんなど）・健康食品（医薬品を除く）・不織布や織物・生理用品やコンドーム・防虫剤（殺虫剤や防臭剤など）・履物・壁紙・配置薬のこと。
- ・乗用車や家具、書籍などの訪問購入など。

●クーリングオフができる期間は？

- ・訪問販売・電話勧誘販売・訪問購入は、申し込み書面または契約書面を受け取ってから8日間。
 - ・連鎖販売取引は、法定書面を受け取った日、もしくは商品を受け取った日のいずれか遅い日から20日間。
 - ・特定継続的役務提供（脱毛や痩身などのエステティックサービスなど期間が1か月で契約代金が5万円を超える契約）は、法定書面を受け取った日から8日間。
 - ・業務提供誘引販売取引（内職商法など）は、法定書面を受け取った日から20日間。
- *法定書面とは、法律で定められた事項がきちんと書かれた契約書面のこと。

●クーリングオフはいつから数えるの？

法定書面を受け取った日を1日目と数えますが連鎖販売取引は法定書面を受け取った日、もしくは商品を受け取った日の、いずれか遅いほうが1日目となります。

●クーリングオフの手続などはどうするの？

- ・内容証明郵便またはハガキの場合は、特定記録郵便や簡易書留で解約通知を出しましょう。必ず書面で出すことが重要です。ハガキの場合は、手元に書面が残りませんので必ず両面をコピーして、受領書と一緒に保管しておきましょう。
- ・購入した商品を業者に返すときは、着払い（料金受取人払い）で送り返しましょう。
- ・現金で買った場合でも契約書面や領収書などは残しておきましょう。
- ・契約解除に伴う損害賠償や違約金等を払う必要はありません。また、支払った代金（頭金など）は全額返してもらえます。
- ・業者に引き渡したものは返還してもらえます。（解約通知の文面に必ず追記してください。）
- ・関係書類や業者に送った解約通知書等は5年間は保管してください。



契約書面に不備があったり、クーリングオフができないと拒否されたときはクーリングオフできる可能性がありますので早めにご相談ください。



人口40,437人（-23） 男19,791人（-12） 女20,646人（-11） 世帯数13,907世帯（+7）

人のうごき

65歳以上の人口 10,623人 高齢化率 26.27% ※カッコ内は前月との比較【平成26年3月1日現在】